

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月8日
【届出者の氏名又は名称】	ウェルネット株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区内幸町1丁目1番7号NBF日比谷ビル26階
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03(3580)0199
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 猪飼 俊哉
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	ウェルネット株式会社 (東京都千代田区内幸町1丁目1番7号NBF日比谷ビル26階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、ウェルネット株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ナノ・メディアをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。また、本文中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株券等についての権利を指します。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社ナノ・メディア

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成23年6月7日開催の当社取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場に上場している対象者普通株式のうち、対象者の筆頭株主である伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）の保有する対象者普通株式28,714株（対象者が平成23年2月14日に提出した第13期第3四半期報告書に記載された同日現在の発行済株式総数59,868株に対する割合（以下「株式所有割合」といいます。）：47.96%（小数点以下第三位四捨五入。以下株式所有割合について同じ。））を取得するとともに、対象者を当社の連結子会社とすることを目的として、本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

上記目的に鑑み、本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を伊藤忠商事が保有する対象者普通株式の数と同数である28,714株（買付け等を行った後における株式所有割合：47.96%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限（28,714株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、当社は、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を39,000株（買付け等を行った後における株式所有割合：65.14%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の上限（39,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

本公開買付けに際し、当社は対象者との間で、平成23年6月7日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しております（概要については、後記「(3) 本資本業務提携の概要」をご参照ください。）。一方で、当社は伊藤忠商事との間で、平成23年6月7日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、伊藤忠商事が保有する対象者普通株式28,714株（株式所有割合：47.96%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意しております（概要については、後記「(7) 当社と対象者株主との間における応募に関する合意」をご参照ください。）。また、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）である1株当たり26,000円は、本応募契約の相手方である伊藤忠商事との協議・交渉を経て決定した価格です。

なお、対象者公表の平成23年6月7日付「ウエルネット株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び同社との資本業務提携契約書の締結のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者取締役会は、本公開買付けについて、慎重に協議、検討を行った結果、本公開買付けにより公開買付者が伊藤忠商事保有の対象者普通株式を取得することは、両社の協力関係がより強固なものになることから、今後の対象者の事業の発展と企業価値増大に大きく貢献できるものと判断したとのことです。また、対象者取締役会は、公開買付者から提示された買付価格に対する意思決定において、その公平性を担保するために、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるパニラックスLLC（以下「パニラックス」といいます。）に対して対象者の株式価値の算定を依頼し、パニラックスから平成23年6月7日付「株式価値算定書」を取得したとのことです（なお、対象者はパニラックスに対し買付価格の公平性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を求めていないとのことです。）。当該「株式価値算定書」においては、市場株価分析、DCF分析、類似企業比較分析による3通りの分析を行っており、対象者の普通株式1株当たりの価値算定結果の範囲は、それぞれ23,070円～30,898円、32,097円～39,229円、29,073円～35,534円となったとのことです（なお、市場株価分析については、測定期間として、平成23年6月6日を基準日として、基準日、1ヶ月平均、3ヶ月平均ならびに6ヶ月平均を使用したとのことです。）。対象者取締役会は、公開買付者から提示された買付価格について、上記「株式価値算定書」を踏まえ、対象者の事業価値等を総合的に勘案し討議した結果、公開買付者は対象者普通株式の上場を維持する意向であること等から、平成23年6月7日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同すること及び本公開買付けに応募するか否かについては中立の意見とし、株主の皆様の判断に委ねることにつき、利益相反のおそれを回避する観点から新宮達史氏及び根岸成行氏の2名を除く取締役全員一致で決議したとのことです。

ご参考：対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における価格は、

平成23年6月6日の終値 23,070円、

平成23年6月6日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値 25,392円、

平成23年6月6日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値 24,653円、

平成23年6月6日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値 30,898円
となります。

対象者の取締役である新宮達史氏及び根岸成行氏は対象者の筆頭株主である伊藤忠商事の従業員を兼務しておりますので、利益相反のおそれを回避する観点から対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において協議・交渉にも参加していないとのことです。また、対象者の監査役である数面浩尚氏についても、対象者の筆頭株主である伊藤忠商事の従業員を兼務していることから、利益相反のおそれを回避する観点より対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議には参加しておらず、対象者の監査役4名のうち審議に参加した3名が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同すること及び本公開買付けに応募するか否かについては中立の意見とし株主の皆様の判断に委ねると表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

一方で、代表取締役の星野洋氏、監査役の鈴木寿氏及び石垣晃嗣氏の3名は伊藤忠商事の出身者であります。すでに同社を退職しており、星野洋氏が審議及び決議に参加することならびに鈴木寿氏及び石垣晃嗣氏が本公開買付けに関する意見を表明することにつき、利益相反の疑いは有しないとの見解を法律事務所からアドバイスを受けた上で取締役会にて判断しているとのことです。

なお、対象者は、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付者と利害関係のない対象者の社外監査役である（東京証券取引所に独立役員として届出している）美澤臣一氏に対し、（ ）本公開買付けにおける目的の公正性（対象者企業価値の向上の有無）、（ ）本公開買付けに係る交渉過程の手続きの公正性、（ ）本公開買付けに係る公正な手続きを通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるかを諮問したとのことです。

美澤臣一氏は、上記諮問事項について対象者から本公開買付けについて説明を受け、検討した結果、平成23年6月6日に対象者に対し、（ ）本公開買付けは、発行済株式総数の47.96%を保有する伊藤忠商事に代わり公開買付者が親会社になることが、対象者と対象者の既存取引先との関係に対し負の影響を与えないことを前提として、公開買付者との協業による新規事業開発等により対象者の企業価値向上が期待できるものである、（ ）本公開買付けに係る交渉過程の手続きは公正であると認められる、（ ）本公開買付けに係る公正な手続きを通じた少数株主の利益への配慮はなされている、とする意見書を提出しているとのことです。

(2) 本公開買付けの目的及び背景

当社は、収納代行業者の草分けとして、事業者と消費者の双方にとって快適便利な収納代行サービスを提供してまいりました。請求書・払込取扱票など紙を使って代金請求及び回収を行うコンビニ収納代行サービスを皮切りに、平成12年5月には請求書・払込取扱票など紙を使わずにコンビニに設置されたK I O S K端末を利用した電子請求・電子決済サービス「マルチペイメントサービス」を開始し、以後、銀行ATM、インターネットバンク、電子マネー、クレジットカードなど多種多様な決済手段へとサービスを拡充してまいりました。マルチペイメントサービスは国内の航空会社、高速バス事業者、ECサイトなど様々な決済に利用されております。また、携帯電話の画面に表示する二次元コードやICカードを利用して認証を行う「電子認証サービス」を推進するなど、決済の周辺事業領域へ事業拡大を続けております。

当社は、平成22年8月23日に発表した中期経営計画に基づき、「新規スキーム開発企業」として、「あったら便利なくみを作り続ける」を追求し、持続的な事業の発展及び企業価値向上を実現すべく、中核3事業ユニット＝バリュートランスファープラットフォームの拡充、データセンターの再構築、新規事業、グローバル化、当社事業とシナジー効果の高い事業者との提携・M&A、以上5施策の取り組みを進めております。

一方、対象者は、携帯電話のネットワークを介して、一般消費者向けに情報コンテンツならびにサービスを提供する事業を行っております。特にアーティスト関連サイトの企画、運営に強みを有しており、ファンクラブサイト等の会員制モバイルコンテンツ配信分野においては、業界トップレベルの事業規模を誇る企業であり、モバイルコンピューティング環境の普及拡大とともに、堅調な売上拡大を実現してきました。しかしながら、対象者は今後更なる飛躍のためには、提供サービスの拡大及びクラウド時代のビジネスモデルへの対応が経営の課題と認識し、企業価値最大化を期待できる事業シナジーが見込まれる企業との業務提携を模索してまいりました。

このような状況のもと、当社と対象者は、平成23年3月頃より、両社間における業務提携の検討を重ねた結果、当社及び対象者がモバイルコンピューティング事業におけるノウハウ及び人材等、各々が有するスキーム、経営資源等を相互に補充・有効活用することが両社の事業基盤の更なる強化と業容拡大に繋がり、ひいては両社の企業価値最大化に資するとの認識で一致し、その提携によるシナジーを円滑に実現するため、当社と対象者は平成23年6月7日付で本資本業務提携契約を締結し、当社はその一環として本公開買付けを実施することといたしました。

(3) 本資本業務提携の概要

当社は、当社と対象者がそれぞれ有する高い技術力、顧客からの信頼・実績などの事業基盤を相互に活用・融合して、当社と対象者の間に高いシナジー効果をもたらすことができると考えております。

具体的には、当社の強みとする代金収納及び電子認証などと対象者が提供するコンテンツをシームレスに連携し、スムー

ズ且つバリエーションに富むワンストップECプラットフォームをクラウド環境で構築・展開することを目指します。

当社及び対象者は、両社の経営資源を相互に最大限活用し、以上のシナジー効果により双方の企業価値向上を実現できるとの合意に達し、平成23年6月7日付で対象者を連結子会社化することを企図した本資本業務提携契約を締結いたしました。本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

当社と対象者とは、本公開買付けを通じて、当社が対象者の株式を取得・保有することにより資本提携を行う。

当社と対象者とは、以下の各分野において業務提携することとし、具体的な取組みについては、定期的に検討の進捗状況、成果その他の事項について相互に協議を行う。

- (a) 対象者提供のECサイトにおける、当社の提供する決済プラットフォームの標準化
- (b) テレビ局、アーティスト、スポーツなど各種イベントにおける電子認証サービスの共同展開
- (c) 対象者のモバイル分野の技術力・ノウハウ及びコンシューマー向けマーケティング力と当社の決済機能・認証機能をシームレスに組み合わせた事業者向けECプラットフォームのクラウド対応とそのソリューションの共同展開
- (d) スマートフォンアプリケーションの開発などシステム開発・運用ノウハウにおける技術的連携

当社は本資本業務提携に基づく人事交流の一環として、以下のとおり、3名を対象者の非常勤取締役として、1名を非常勤監査役として、指名・派遣することができる。

- (a) 対象者は、かかる者を選任するため、本公開買付けに係る決済の開始予定日である平成23年7月19日から3週間以内の日を議決権行使に関する基準日とし、当該基準日から6週間以内に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という。）を開催のうえ、かかる議案を提出し、その他必要な手続きに協力する。
- (b) 本公開買付けにより対象者の株主総会における総議決権の50%超の議決権を取得しなかった場合、当社は当該議決権が50%超に達するまで、前項に定める取締役の員数を4名とすることができ、対象者はかかる増員を了承する。なお、本項に基づいて当社の指定する4名の取締役が株主総会決議において承認された後に、当社の当該議決権が50%超に達した場合、当社は自らが指定した取締役のうち1名を50%超に達した日から1ヶ月以内に辞任させるものとする。
- (c) 本資本業務提携に基づく役員・従業員の去向その他の人事交流に関する詳細については、本資本業務提携に係る協議を踏まえ、その時々において協議のうえ決定する。

(4) 本公開買付け後の経営方針

当社は、当社の決済機能、認証システム等を導入・活用し、対象者が提供する一般消費者向けの情報コンテンツならびにサービスの品質を一段と向上させると共に積極的な販路拡大を図るとい対象者の経営方針は、環境変化により事業成長が鈍化しつつある対象者の企業価値を高めることができるとともに、当社の企業価値向上にも繋がるものと考えております。

なお、本公開買付けが成立した場合には、当社は対象者への取締役の派遣等を通じて経営に参加し、上記施策の速やかな実行及びそれに伴うシナジーの早期実現を図ることで、当社及び対象者双方の企業価値向上に邁進いたします。

具体的には、当社は対象者との間で、本公開買付けの成立を条件として、本臨時株主総会を招集するとともに、本臨時株主総会に、当社が指名する取締役候補者3名を取締役（非常勤）に選任する旨の議案及び当社が指名する監査役候補者1名を監査役（非常勤）に選任する旨の議案を付議することを本資本業務提携の中で合意しております。

(5) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、本公開買付けにより対象者を連結子会社化することを企図しておりますが、本公開買付けにより、対象者の株主総会における総議決権の50%超の議決権を取得することができなかった場合には、法令の許容する範囲で、市場買付け等の方法により、対象者普通株式を総議決権の50%超となるまで追加取得する可能性があります。これらの手続きについての具体的な実施時期又は方法等については、現時点で未定です。

(6) 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無について

対象者普通株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場しておりますが、当社は、本公開買付け成立後も引き続き対象者普通株式の上場を維持する方針です。従いまして、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限（39,000株、買付け等を行った後における株式所有割合：65.14%）を設定しております。

(7) 当社と対象者株主との間における応募に関する合意

当社は対象者の筆頭株主である伊藤忠商事（所有株式数：28,714株、株式所有割合：47.96%）との間で、平成23年6月7日付で本応募契約を締結し、伊藤忠商事が保有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意をしております。但し、本公開買付けの買付期間終了日までの間に、対象者の株式を対象とする本公開買付け以外の公開買付けが開始された場合において、伊藤忠商事が本公開買付けに応募することが伊藤忠商事の取締役の善管注意義務に違反する蓋然性が高い場合においては、伊藤忠商事は、本公開買付けに応募せず、又はこれを撤回できるものとしております。

また、本公開買付けが成立することを条件として、本公開買付け終了後、最初に開催される対象者の臨時株主総会の終結時点をもって、伊藤忠商事に在籍している対象者の取締役及び監査役が退任することについて、当社及び伊藤忠商事において合意しております。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成23年6月8日（水曜日）から平成23年7月11日（月曜日）まで （24営業日）
公告日	平成23年6月8日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は平成23年7月20日（水曜日）まで（30営業日）となります。

【期間延長の確認連絡先】

連絡先 ウェルネット株式会社

東京都千代田区内幸町1丁目1番7号NBF日比谷ビル26階

03(3580)0199

執行役員管理部長 猪飼 俊哉

確認受付時間 平日9時から17時まで

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき金26,000円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券()	-
株券等預託証券()	-
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付けの主たる目的が、対象者の筆頭株主である伊藤忠商事が保有する対象者普通株式の全てを取得することであることを鑑み、本公開買付価格については、当社と伊藤忠商事との協議・交渉を行った結果、両社が合意できる価格をもって本公開買付価格とする方針を採用いたしました。</p> <p>当該方針のもと、当社は、対象者普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付価格についても、対象者普通株式の市場価格を最優先に検討することといたしました。そして、対象者普通株式の一定期間の市場価格（当社が伊藤忠商事と本公開買付価格について協議するにあたり、その基準日とした平成23年5月13日より遡る1ヶ月間の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値単純平均値25,910円（小数点以下四捨五入））及び本公開買付けの対象者による賛同の可否等を総合的に勘案し、伊藤忠商事と協議・交渉した結果、当社は、平成23年6月7日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を1株当たり26,000円とすることを決定いたしました。</p> <p>本公開買付価格である1株当たり26,000円は、本公開買付けに係る公表日の前営業日である平成23年6月6日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の普通取引終値である23,070円に対して12.70%（小数点以下第三位四捨五入）、同日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値25,392円（小数点以下四捨五入）に対して2.39%（小数点以下第三位四捨五入）、同日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値24,653円（小数点以下四捨五入）に対して5.46%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっております。</p> <p>また、本書提出日の前営業日である平成23年6月7日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の普通取引終値24,300円に対しては7.00%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。なお、本公開買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得しておりません。</p>

算定の経緯	<p>当社は、収納代行業者の草分けとして、事業者と消費者の双方にとって快適便利な収納代行サービスを提供してまいりました。請求書・払込取扱票など紙を使って代金請求及び回収を行うコンビニ収納代行サービスを皮切りに、平成12年5月には請求書・払込取扱票など紙を使わずにコンビニに設置されたKIOSK端末を利用した電子請求・電子決済サービス「マルチペイメントサービス」を開始し、以後、銀行ATM、インターネットバンク、電子マネー、クレジットカードなど多種多様な決済手段へとサービスを拡充してまいりました。マルチペイメントサービスは国内の航空会社、高速バス事業者、ECサイトなど様々な決済に利用されております。また、携帯電話の画面に表示する二次元コードやICカードを利用して認証を行う「電子認証サービス」を推進するなど、決済の周辺事業領域へ事業拡大を続けております。</p> <p>当社は、平成22年8月23日に発表した中期経営計画に基づき、「新規スキーム開発企業」として、「あったら便利なくみを作り続ける」を追求し、持続的な事業の発展及び企業価値向上を実現すべく、中核3事業ユニット＝バリュートランスファープラットフォームの拡充、データセンターの再構築、新規事業、グローバル化、当社事業とシナジー効果の高い事業者との提携・M&A、以上5施策の取り組みを進めております。</p> <p>一方対象者は、携帯電話のネットワークを介して、一般消費者向けに情報コンテンツならびにサービスを提供する事業を行っております。特にアーティスト関連サイトの企画、運営に強みを有しており、ファンクラブサイト等の会員制モバイルコンテンツ配信分野においては、業界トップレベルの事業規模を誇る企業であり、モバイルコンピューティング環境の普及拡大とともに、堅調な売上拡大を実現してきました。しかしながら、対象者は今後更なる飛躍のためには、提供サービスの拡大及びクラウド時代のビジネスモデルへの対応が経営の課題と認識し、企業価値最大化を期待できる事業シナジーが見込まれる企業との業務提携を模索してまいりました。</p> <p>このような状況のもと、当社と対象者は、平成23年3月頃より、両社間における業務提携の検討を重ねた結果、当社及び対象者がモバイルコンピューティング事業におけるノウハウ及び人材等、各々が有するスキーム、経営資源等を相互に補完・有効活用することが両社の事業基盤の更なる強化と業容拡大に繋がり、ひいては両社の企業価値最大化に資するとの認識で一致し、その提携によるシナジーを円滑に実現するため、当社と対象者は平成23年6月7日付で本資本業務提携契約を締結し、当社はその一環として本公開買付けを実施することといたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格については、当社と伊藤忠商事との協議・交渉を行った結果、両社が合意できる価格をもって本公開買付価格とする方針を採用いたしました。</p> <p>当該方針のもと、当社は、対象者普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付価格についても、対象者普通株式の市場価格を最優先に検討することといたしました。そして、対象者普通株式の一定期間の市場価格（当社が伊藤忠商事と本公開買付価格について協議するにあたり、その基準日とした平成23年5月13日より遡る1ヶ月間の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値単純平均値25,910円（小数点以下四捨五入））及び本公開買付けの対象者による賛同の可否等を総合的に勘案し、伊藤忠商事と協議・交渉した結果、当社は、平成23年6月7日開催の当社取締役会において、本公開買付価格を1株当たり26,000円とすることを決定いたしました。本公開買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得しておりません。</p> <p>本公開買付価格である1株当たり26,000円は、本公開買付けに係る公表日の前営業日である平成23年6月6日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の普通取引終値である23,070円に対して12.70%（小数点以下第三位四捨五入）、同日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値25,392円（小数点以下四捨五入）に対して2.39%（小数点以下第三位四捨五入）、同日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値24,653円（小数点以下四捨五入）に対して5.46%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっております。</p>
-------	--

また、本書提出日の前営業日である平成23年6月7日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の普通取引終値24,300円に対しては7.00%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けについて、慎重に協議、検討を行った結果、本公開買付けにより公開買付者が伊藤忠商事保有の対象者普通株式を取得することは、両社の協力関係がより強固なものになることから、今後の対象者の事業の発展と企業価値増大に大きく貢献できるものと判断したとのことです。また、対象者取締役会は、公開買付者から提示された買付価格に対する意思決定において、その公平性を担保するために、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるパニラックスに対して対象者の株式価値の算定を依頼し、パニラックスから平成23年6月7日付「株式価値算定書」を取得したとのことです（なお、対象者はパニラックスに対し買付価格の公平性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を求めているとのことです。）。当該「株式価値算定書」においては、市場株価分析、DCF分析、類似企業比較分析による3通りの分析を行っており、対象者の普通株式1株当たりの価値算定結果の範囲は、それぞれ23,070円～30,898円、32,097円～39,229円、29,073円～35,534円となったとのことです（なお、市場株価分析については、測定期間として、平成23年6月6日を基準日として、基準日、1ヶ月平均、3ヶ月平均ならびに6ヶ月平均を使用したとのことです。）。対象者取締役会は、公開買付者から提示された買付価格について、上記「株式価値算定書」を踏まえ、対象者の事業価値等を総合的に勘案し討議した結果、公開買付者は対象者普通株式の上場を維持する意向であること等から、平成23年6月7日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同すること及び本公開買付けに応募するか否かについては中立の意見とし、株主の皆様判断に委ねることにつき、利益相反のおそれを回避する観点から新宮達史氏及び根岸成行氏の2名を除く取締役全員一致で決議したとのことです。

ご参考：対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における価格は、

平成23年6月6日の終値 23,070円、

平成23年6月6日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値 25,392円、

平成23年6月6日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値 24,653円、

平成23年6月6日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値 30,898円

となります。

対象者の取締役である新宮達史氏及び根岸成行氏は対象者の筆頭株主である伊藤忠商事の従業員を兼務しておりますので、利益相反のおそれを回避する観点から対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において協議・交渉にも参加していないとのことです。また、対象者の監査役である数面浩尚氏についても、対象者の筆頭株主である伊藤忠商事の従業員を兼務していることから、利益相反のおそれを回避する観点より対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議には参加しておらず、対象者の監査役4名のうち審議に参加した3名が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同すること及び本公開買付けに応募するか否かについては中立の意見とし株主の皆様判断に委ねると表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

一方で、代表取締役の星野洋氏、監査役の鈴木寿氏及び石垣晃嗣氏の3名は伊藤忠商事の出身者ではありますが、すでに同社を退職しており、星野洋氏が審議及び決議に参加することならびに鈴木寿氏及び石垣晃嗣氏が本公開買付けに関する意見を表明することにつき、利益相反の疑いは有しないとの見解を法律事務所からアドバイスを受けた上で取締役会にて判断しているとのことです。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
39,000 (株)	28,714 (株)	39,000 (株)

- (注1) 応募株券等の総数が、買付予定数の下限(28,714株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。
- (注2) 応募株券等の総数が、買付予定数の上限(39,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注3) 公開買付期間末日までに、平成17年6月23日開催の対象者定時株主総会決議及び平成17年7月19日開催の対象者取締役会決議により発行された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者普通株式(対象者が平成23年2月14日に提出した第13期第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在における本新株予約権12個の目的である対象者普通株式数は36株)についても本公開買付けの対象とします。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	39,000
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年6月8日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年6月8日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成22年12月31日現在)(個)(j)	59,868
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	65.10
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ (%)	65.10

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(39,000株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」は、対象者が平成23年2月14日に提出した第13期第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の対象者の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者普通株式についても買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成23年2月14日に提出した第13期第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在における本新株予約権(12個)を普通株式に換算した株式数(36株)に係る議決権(36個)を加算した議決権の数(59,904個)を分母としております。
- (注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

みずほインベスターズ証券株式会社 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号

本公開買付けに応募しようとする対象者の株主（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募して下さい。応募に際して、応募株主等は、公開買付代理人に応募株主等名義の口座（以下「取引口座」といいます。）を開設し、株式会社証券保管振替機構を通じて応募株券等が取引口座に記録管理されていることを要します。応募の際にはご印鑑をご用意下さい。また、応募の際に本人確認書類が必要になる場合があります（注1）。

本公開買付けにおいては公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

対象者指定の株主名簿管理人の特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。応募に先立ち、当該株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の取引口座に株券等の記録を振替える手続きを完了している必要があります（注2）。

外国の居住者である株主等（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募して下さい。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります（注3）。

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人であるみずほインベスターズ証券株式会社に新規に口座を開設される場合、次の本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

個人.....印鑑登録証明書、健康保険証、運転免許証、パスポート等

本人特定事項 氏名、住所、生年月日

法人.....登記簿謄本、官公庁から発行された書類等

本人特定事項 名称、本店又は主たる事務所の所在地法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約の締結等の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主等.....外国人（居住者を除きます。）又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

(注2) 対象者指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の取引口座に株券等の記録を振替える手続きについて

対象者指定の株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行株式会社)の特別口座から公開買付代理人の取引口座に株券等の記録を振替える手続きの詳細につきましては、公開買付代理人にご相談いただくか、当該株主名簿管理人にお問い合わせ下さい。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡には、原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なお質問等は税理士などの専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2)【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者 **みずほインベスターズ証券株式会社**

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号

(その他のみずほインベスターズ証券株式会社全国各支店)

(3)【株券等の返還方法】

応募株主等が前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載する方法により、本公開買付けに係る契約の解除を申し出られた場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4)【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほインベスターズ証券株式会社 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	1,014,000,000円
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	22,000,000円
その他(c)	3,000,000円
合計(a) + (b) + (c)	1,039,000,000円

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けの買付予定数(39,000株)に1株当たりの本公開買付価格(26,000円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費、弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	1,100,157
計(a)	1,100,157

(注) 上記金額において、普通預金500円の切捨処理を行っております。

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

1,100,157千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほインベスターズ証券株式会社 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号

(2)【決済の開始日】

平成23年7月19日(火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成23年7月27日(水曜日)となります。

(3)【決済の方法】

公開買付け期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛てに郵送します。買付けは現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付け代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は公開買付けの撤回等を行った日)以後、速やかに返還すべき株券等を応募が行われた時の状態に戻すことにより返還いたします。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(28,714株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(39,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株減少させるものとし、ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

但し、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事実に基づき事実として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引き下げた価格で買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことができます。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、且つ既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと、買付け又は公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計					-

(2) 【経理の状況】

【連結貸借対照表】

【連結損益計算書】

【連結株主資本等変動計算書】

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第28期（自 平成21年7月1日 至 平成22年6月30日）平成22年9月28日関東財務局長に提出

(注1) 第28期有価証券報告書提出後における役員の異動は下記の通りです。

取締役の担当の異動（平成23年6月1日付）

氏名	新任	現任
滝島 啓介	取締役 執行役員 営業部長	取締役 執行役員 電子認証営業部長

(注2) 平成23年6月30日付で、取締役である小林伴之は辞任予定です。

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第29期第3四半期（自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日）平成23年5月12日関東財務局長に提出

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

該当事項はありません。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との取引

該当事項はありません。

(2) 公開買付者と対象者役員との取引

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けについて、慎重に協議、検討を行った結果、本公開買付けにより公開買付者が伊藤忠商事保有の対象者普通株式を取得することは、両社の協力関係がより強固なものになることから、今後の対象者の事業の発展と企業価値増大に大きく貢献できるものと判断したとのことです。また、対象者取締役会は、公開買付者から提示された買付価格に対する意思決定において、その公平性を担保するために、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるパニラックスに対して対象者の株式価値の算定を依頼し、パニラックスから平成23年6月7日付「株式価値算定書」を取得したとのことです（なお、対象者はパニラックスに対し買付価格の公平性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を求めているとのことです。）。当該「株式価値算定書」においては、市場株価分析、DCF分析、類似企業比較分析による3通りの分析を行っており、対象者の普通株式1株当たりの価値算定結果の範囲は、それぞれ23,070円～30,898円、32,097円～39,229円、29,073円～35,534円となったとのことです（なお、市場株価分析については、測定期間として、平成23年6月6日を基準日として、基準日、1ヶ月平均、3ヶ月平均ならびに6ヶ月平均を使用したとのことです。）。対象者取締役会は、公開買付者から提示された買付価格について、上記「株式価値算定書」を踏まえ、対象者の事業価値等を総合的に勘案し討議した結果、公開買付者は対象者普通株式の上場を維持する意向であること等から、平成23年6月7日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同すること及び本公開買付けに応募するか否かについては中立の意見とし、株主の皆様の判断に委ねることにつき、利益相反のおそれを回避する観点から新宮達史氏及び根岸成行氏の2名を除く取締役全員一致で決議したとのことです。

ご参考：対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における価格は、

平成23年6月6日の終値 23,070円、

平成23年6月6日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値 25,392円、

平成23年6月6日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値 24,653円、

平成23年6月6日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値 30,898円

となります。

対象者の取締役である新宮達史氏及び根岸成行氏は対象者の筆頭株主である伊藤忠商事の従業員を兼務しておりますので、利益相反のおそれを回避する観点から対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において協議・交渉にも参加していないとのことです。また、対象者の監査役である数面浩尚氏についても、対象者の筆頭株主である伊藤忠商事の従業員を兼務していることから、利益相反のおそれを回避する観点より対象者の取締役会における本公開買付けに関する審議には参加しておらず、対象者の監査役4名のうち審議に参加した3名が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同すること及び本公開買付けに応募するか否かについては中立の意見とし株主の皆様の判断に委ねると表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

一方で、代表取締役の星野洋氏、監査役の鈴木寿氏及び石垣晃嗣氏の3名は伊藤忠商事の出身者であります。すでに同社を退職しており、星野洋氏が審議及び決議に参加することならびに鈴木寿氏及び石垣晃嗣氏が本公開買付けに関する意見を表明することにつき、利益相反の疑いは有しないとの見解を法律事務所からアドバイスを受けた上で取締役会にて判断しているとのことです。

なお、対象者は、意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付者と利害関係のない対象者の社外監査役である（東京証券取引所に独立役員として届出している）美澤臣一氏に対し、（ ）本公開買付けにおける目的の公正性（対象者企業価値の向上の有無）、（ ）本公開買付けに係る交渉過程の手続きの公正性、（ ）本公開買付けに係る公正な手続きを通じた少数株主の利益への配慮に合理性があるかを諮問したとのことです。

美澤臣一氏は、上記諮問事項について対象者から本公開買付けについて説明を受け、検討した結果、平成23年6月6日に対象者に対し、（ ）本公開買付けは、発行済株式総数の47.96%を保有する伊藤忠商事に代わり公開買付者が親会社になることが、対象者と対象者の既存取引先との関係に対し負の影響を与えないことを前提として、公開買付者との協業による新規事業開発等により対象者の企業価値向上が期待できるものである、（ ）本公開買付けに係る交渉過程の手続きは公正

であると認められる、()本公開買付けに係る公正な手続きを通じた少数株主の利益への配慮はなされている、とする意見書を提出しているとのことです。

また、当社及び対象者は、平成23年6月7日付で本資本業務提携契約を締結いたしました。本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

当社と対象者とは、本公開買付けを通じて、当社が対象者の株式を取得・保有することにより資本提携を行う。

当社と対象者とは、以下の各分野において業務提携することとし、具体的な取組みについては、定期的に検討の進捗状況、成果その他の事項について相互に協議を行う。

- (a) 対象者提供のECサイトにおける、当社の提供する決済プラットフォームの標準化
- (b) テレビ局、アーティスト、スポーツなど各種イベントにおける電子認証サービスの共同展開
- (c) 対象者のモバイル分野の技術力・ノウハウ及びコンシューマー向けマーケティング力と当社の決済機能・認証機能をシームレスに組み合わせた事業者向けECプラットフォームのクラウド対応とそのソリューションの共同展開
- (d) スマートフォンアプリケーションの開発などシステム開発・運用ノウハウにおける技術的連携

当社は本資本業務提携に基づく人事交流の一環として、以下のとおり、3名を対象者の非常勤取締役として、1名を非常勤監査役として、指名・派遣することができる。

- (a) 対象者は、かかる者を選任するため、本臨時株主総会を開催のうえ、かかる議案を提出し、その他必要な手続きに協力する。
- (b) 本公開買付けにより対象者の株主総会における総議決権の50%超の議決権を取得しなかった場合、当社は当該議決権が50%超に達するまで、前項に定める取締役の員数を4名とすることができ、対象者はかかる増員を了承する。なお、本項に基づいて当社の指定する4名の取締役が株主総会決議において承認された後に、当社の当該議決権が50%超に達した場合、当社は自らが指定した取締役のうち1名を50%超に達した日から1ヶ月以内に辞任させるものとする。
- (c) 本資本業務提携に基づく役員・従業員の出向その他の人事交流に関する詳細については、本資本業務提携に係る協議を踏まえ、その時々において協議のうえ決定する。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

該当事項はありません。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所マザーズ市場						
	月別	平成22年12月	平成23年1月	平成23年2月	平成23年3月	平成23年4月	平成23年5月
最高株価（円）	42,950	46,800	38,600	36,250	33,450	29,000	26,440
最低株価（円）	27,750	34,300	31,100	16,700	20,050	22,750	23,070

（注）平成23年6月については、平成23年6月7日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数（単位）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合（%）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第11期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)平成21年6月23日関東財務局長に提出

事業年度 第12期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)平成22年6月23日関東財務局長に提出

事業年度 第13期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)平成23年6月24日関東財務局長に提出予定

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第13期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)平成23年2月14日関東財務局長に提出

(注1) 対象者は平成23年3月2日付で親会社の異動に関する臨時報告書を提出しております。当該臨時報告書の概要は以下の通りです。なお、以下の本文中において「当社」とあるのは対象者を指します。

1 提出理由

当社の親会社に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

親会社の異動

(1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 伊藤忠商事株式会社
住所 東京都港区北青山 2 - 5 - 1
代表者の氏名 代表取締役社長 岡藤 正広
資本金 202,241百万円
事業の内容 総合商社

(2) 当該異動の前後における当該提出会社の親会社の所有に係る当該提出会社の議決権の数及び当該提出会社の総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
異動前	30,714個	51.30%
異動後	28,714個	47.96%

(注) 1. 総株主等の議決権の数に対する割合は、平成22年12月31日現在の議決権の総数59,868個を分母として計算しております。

2. 総株主等の議決権の数に対する割合は、小数点以下第3位を四捨五入して計算しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社の親会社であった伊藤忠商事株式会社が平成23年3月2日に行った当社株式の立会外分売により、当社が保有する当社の総株主等の議決権の数に対する割合が50%未満になったことにより、当社の親会社に該当しないこととなり、その他の関係会社に該当することとなりました。

異動の年月日

平成23年3月2日

(注2) 伊藤忠商事より、上記(注1)に伴う「変更報告書No. 3」が平成23年3月3日付で提出されております。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5【その他】

- 対象者は平成23年5月6日に「平成23年3月期決算短信（非連結）」を公表しております。当該公表に基づく平成23年3月期の対象者の損益状況等は以下の通りです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況

決算年月	平成23年3月期 (第13期)
売上高	2,318,303千円
売上原価	1,239,146千円
販売費及び一般管理費	1,277,437千円
営業外収益	1,360千円
営業外費用	42千円
当期純利益（当期純損失）	251,210千円

1株当たりの状況

決算年月	平成23年3月期 (第13期)
1株当たり当期純損益	4,196.07円
1株当たり配当額	-円
1株当たり純資産額	48,239.28円

なお、対象者は、本公開買付けに係る公開買付期間中である平成23年6月24日に、平成23年3月期（第13期）に係る有価証券報告書を提出する予定とのことです。

- 対象者は、平成23年5月24日開催の取締役会において、平成23年6月24日開催予定の第13回定時株主総会に付議する取締役選任の議案の候補者について決議し、同日に「役員人事に関するお知らせ」を公表しております。その概要は以下の通りですが、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

1．取締役（平成23年6月24日付）

新任取締役候補者（1名）

取締役 花嶋 志郎（はなじま しろう）（現 当社経営管理部門長）

重任取締役候補者（4名）

取締役 星野 洋（ほしの よう）（現 代表取締役社長）

取締役 石井 知紀（いしい ともり）（現 取締役）

取締役（非常勤） 新宮 達史（しんぐう たつし）（現 伊藤忠商事株式会社通信・モバイルビジネス部長）

取締役（非常勤） 福岡 智彦（ふくおか ともひこ）（現 パウンディ株式会社代表取締役社長）

福岡智彦氏及び新宮達史氏は社外取締役候補者であります。

2．退任予定取締役（平成23年6月24日付）

取締役（非常勤） 根岸 成行（ねぎし まさゆき）

以上